

令和8年度 いじめ防止基本方針

新潟市立小瀬小学校

1 目的

教育目標 えがお つなぐ しあわせ つむぐ

〈未来につながるしあわせカ〉

みがき、たかめよう！「自分力」…自分で考え選択し、実行する

ひろげ、ふかめよう！「関係力」…進んでかかわり つながりを深める

あしたをつくろう！「創造力」……よりよい もの・ことを創り出す

小瀬小学校のすべての児童が、教育目標の下、笑顔で幸せに過ごし、「自分力」「関係力」「創造力」を高めていけるように、いじめを生まない・見逃さない学校を目指す。

そのために、いじめはどの子にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえて、いじめ防止に向けた対策を組織的に推進する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第1章総則）

2 いじめ防止基本方針

- 学び合い高め合う授業づくりや、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を進め、いじめを生まない・見逃さない学級・学校風土づくりに努める。
- 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、全ての教職員が、いじめの未然防止等に積極的、組織的に取り組む。
- いじめの解決に向けて、被害・加害児童や保護者と円滑な関係を築くとともに、教育委員会、警察、児童相談所、関係機関等の外部機関と連携して、丁寧な指導を進める。

3 いじめの未然防止を図る組織的な取組

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、全職員でいじめを見逃さない、いじめを生まない・見逃さない学級・学校風土づくりに努める。そのため、以下のとおり組織的に対応する。

- (1) 「いじめ対応ミーティング」を中核とした迅速な情報把握・報告・共有
 - ・いじめが疑われる事案が生じた場合は即座に教頭に報告する。
 - ・教頭は「いじめ対応ミーティング」のメンバーを招集し、問題解決の方針や対応について協議して迅速に対処する。

<いじめ対応ミーティングのメンバー構成>

校長 教頭 生活指導主任 当該担任（教務主任、養護教諭）

※「重大事態」に該当する場合は、教育委員会、警察、児童相談所等関係者を含めた「いじめ対策委員会」を開催する場合もある。

・職員集会でいじめ等に関する情報を共有する。

- (2) いじめに関するアンケート（年4回）の実施
 - ・いじめに関するアンケートを実施し、児童への適切な聴き取りを通していじめを把握し、いじめ対応ミーティングを実施して早急な解決を図る。
- (3) 中学校区いじめ防止連絡協議会（年1回）の開催
 - ・学校間や地域との連携を進め、地域ぐるみでいじめの防止対策を強化していく。

<中学校区いじめ防止連絡協議会のメンバー構成>

小・中学校長 教頭 生徒指導主事 生活指導主任 学校運営協議会委員

※学校運営協議会委員には、青少年育成協議会会長、各校PTA会長、民生委員児童委員、主任児童委員等を含む。

- (4) 「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を活用した授業
 - ・各学年の実態に応じて新潟市「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を活用した授業を実施し、4月の参観で保護者や地域への啓発を図る。（1年生は安全教室のため、2回目の参観で実施）

(5) 「いじめゼロキャンペーン」の実施

- ・いじめについて全校で考え、アクションを起こす機会を設定することで、一人一人がいじめをしないという思いやお互いの個性を認め合うことが大切さという思いを高める。

4 いじめの未然防止と対応の具体

(1) 多面的な児童理解

- ① 全職員が児童とのかかわりを大切にしながら、信頼関係を築く。
 - ・積極的にかかわる ・よくみる ・話をよく聞く ・笑顔で話しかける
 - ・名前を呼んであいさつしたり認めたりする ・不安や心配事に寄り添う など
- ② 日々の授業、学級活動、小瀬っ子班（縦割り班）活動、児童会活動、学校行事などの中で、児童同士がかかわる場をつくり、互いによさを認め合えるようにする。
- ③ 児童理解研修を実施して、支援を要する児童の共通理解を図る。また、家庭との連携により情報を集め、児童の多面的な実態把握に努める。

(2) いじめの早期発見

- ① 日々の児童の観察で気になる児童の情報を職員集会で伝え、情報共有を図るとともに、いじめにかかわる事案はいじめ対応ミーティングを行い、対応改善を早急に検討する。
- ② いじめに関するアンケートの実施と連動して教育相談を実施し、児童一人ひとりの悩みや疎外感、困り感などを把握し、早急に情報を共有する。
- ③ 児童への意識調査等で学級集団への満足度やかかわりを把握し、児童一人一人の支援や学級経営改善に活用する。

(3) いじめの未然防止

- ① 学び合う授業づくりや、認め合う特別活動の工夫により、互いを大切にしよう児童の円滑なかかわりを促し、いじめを生まない・見逃さない学級・学校の支持的風土の醸成に努める。
- ② 道徳や特別活動において、新潟市「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を活用した授業を実施し、いじめ防止や人権尊重にかかわる児童の意識を高める。
- ③ 全職員が、いじめや差別につながる言動を見逃さない・許さない姿勢で児童に接するとともに、全校朝会や「生きる」を活用した授業を通して、人権教育、同和教育を実施し、人権意識や感覚を育む。
- ④ インターネットや通信型ゲーム、SNS 等による見えにくいいじめに注意を払う。また、児童や保護者向けの情報モラル講習を実施し、児童の判断力やマナー意識を高め、家庭との連携を強化する。
- ⑤ 学校だよりや個別懇談で、いじめ防止に関わる学校の取組を保護者・地域に知らせるとともに、保護者・地域からの情報に丁寧に対応して連携を図る。

(4) いじめへの迅速かつ適切な対応

① いじめを認知した場合

ア いじめを認知したら、個人で抱え込まずに教頭に知らせる。教頭は、即時に関係職員を集めて「いじめ対応ミーティング」を行う。その際、被害側、加害側、目撃者等に対して、個別に聴き取りを行い、情報を収集・整理して事実関係を明らかにする。把握した事実に基づいて、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図って解決に向けて組織的に対応する。

イ 被害児童の心のケアに努める。必要に応じてカウンセラーと連携して対応する。保護者に事実を伝え、経過やその後の方針等を丁寧に相談しながら児童の安心を確保する。加害児童や保護者に対しても丁寧に対応し、いじめの行為についての反省や被害児童への対応について丁寧に相談していく。

ウ 周囲の児童には、いじめを自分事としてとらえ、傍観者にならずに解決・解消に向けて行動していけるよう指導し、互いを支え合える集団づくりを進める。

エ 必要に応じてスクールロイヤーに相談したり、教育委員会や児童相談所、警察等の関係諸機関と連携したりして適切な対応にあたる。必要に応じて、当該児童以外の保護者の理解と協力を得た取組も進める。

② 自殺につながる可能性がある場合の対応

ア 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合は、「TALK の原則」に基づき、保護者、教育委員会、カウンセラー等と連携して、継続したケア（支援・見守り）を行っていく。

Tell…心配していることを伝える。 Ask…自殺願望について尋ねる。

Listen…気持ちを傾聴する。 Keepsafe …安全の確保

イ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行って、いじめの再発防止や自殺の防止に努める。

③ 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

「重大ないじめ」とは、次のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 ※ズボンおろし等の人権的な被害や性的な被害も含む。
 - いじめにより児童が相当の期間欠席をした場合、または欠席したと疑われる場合
- ※相当の期間とは、不登校の定義より年間30日間以上とするが、個々の状況を考慮して判断する。

まず、被害を受けた児童の健康・安全の確保と心の安定を最優先とし、保護者や教育委員会への連絡を迅速に行う。その際、事実に基づいてできるだけ詳細な状況把握を行って報告する。そして、「いじめ対策委員会」を開催し、保護者、教育委員会、スクールロイヤー、警察、児童相談所等と連携して解決・解消を図る。

ア 担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、傾聴を基として心情を丁寧に把握する。

イ 児童からの情報確認を丁寧に行い、関係児童に対して、職員が手分けして事実確認を行う。

ウ 解決に向けて、当該児童の意向を聴き、望ましい解決方法を一緒に検討する。

エ いじめを受けた児童の保護者に丁寧に対応する。

- ・児童の心身について心配していることを伝える。
- ・事実に基づいて状況を説明し、対処に最善を尽くすことを伝える。
- ・解決に向けての保護者の意向を丁寧に聴き、望ましい解決方法を一緒に検討する。
- ・必要に応じて、カウンセラーやSSWによるカウンセリングを勧める。

オ 教育委員会へ連絡（詳細は事実関係を整理してから報告）し、「いじめ対策委員会」で事実を整理し、対応を協議する。必要に応じて、教育委員会、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の関係機関と連携する。

カ 被害児童が安心して学級で学習できるように配慮し、不安を取り除けるようにカウンセラー等によるケアを行って心の安定を確保する。加害児童の活動も検討する（学級外等）。

キ 必要に応じて、学年・全校集会でいじめについて指導し、各学年で発達段階に応じたいじめの再発を防止する指導を行う。（本人や保護者の意向確認が必須）

ク 心身の不調がある場合は、保護者と連携して医療機関の受診を勧める。

④ いじめを行った児童及び保護者への対応

加害児童に対しては、安易な表面的な謝罪で終わらせず、被害児童の心身の痛みを十分に理解させ、二度といじめを起こさないように反省を促し、よりよい生き方を考えさせ、自己決定していけるように指導・支援する。また、被害児童の心身の不安定要因について共に考え、必要に応じて関係機関と連携したり、家庭環境への支援も考慮したりしながら対応を進める。

ア 「いじめは絶対に許されない」ことを十分に認識させ、二度と繰り返さないように指導する。特に次の3点に力を入れる。

- ・いじめを受けた児童の立場に立って心身の痛みを推測させ、どのように償っていけばよいかを深く考えさせる。
- ・自己の行為の重大さを実感させる。犯罪行為等に対しては警察と連携し、法律という社会のルールをしっかり認識させる。
- ・再発防止に向けて、「自分はどうしていくか」を考えて自己決定していくように促し、継続して指導していく。

イ 加害児童の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出すようにする。必要に応じてカウンセラーや児童委員、児童相談所など関係機関と連携して、加害児童や家庭環境を支援する。

ウ 加害児童の保護者に対しては、事実を丁寧に伝え、いじめにあたる行為の重大さを認識させ、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。加害児童の心情や反省の様子、自己決定したことなどを伝え、子どもへの接し方や保護者としての役割について適切に指導、助言していく。

いじめ対応フローチャート

